

新 協 業 103 号
平成28年12月15日

内閣府

消費者委員会

委員長 河 上 正 二 殿

一般社団法人日本新聞協会
販売委員会
委員長 島 直 子

消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ
報告書骨子（案）に対する意見

貴委員会ワーキング・グループ（WG）でまとめた報告書骨子（案）に対し、当協会は以下の通り意見を申し述べます。

12月13日開催のWG会合で、民法改正により成年年齢が18歳以上に引き下げられた場合、新たに成年となる若者の消費者被害の拡大を想定し、その対応策として「若年成人保護のための制度整備」が盛り込まれた骨子案が示されました。

WGは年内をめどに報告書をまとめると承知しております。新たな法規制の導入を検討しているのであれば、当協会だけでなく訪問販売にかかわる業界への影響は極めて大きくなることが予想されます。骨子案に「法改正ありき」と受け取れる文言を掲げる一方で、報告書のとりまとめが大詰めを迎える時期に至ってもその内容を関係業界に示さないWGの運営手法は極めて不透明であり、手続き上、問題があるものと言わざるを得ません。

当協会は正当な経済活動まで脅かすおそれの強い安易な法規制には一貫して反対する立場を取っています。新聞業界は訪問販売をめぐるトラブルを未然に防ぐための自主的な取り組みを強化しており、いたずらな法規制は訪問販売の現場に無用の混乱を招きかねません。骨子案にある通り、「事業者の自主的取組の促進」こそが、事業者と消費者双方の利益を尊重するうえで最も効果的な手段だと考えます。骨子案の「その他」に掲げる「若年消費者被害防止の社会的周知のための国民キャンペーン実施」などの取り組みにおいても、紙面を通じて消費者教育に貢献してきた当協会が積極的に協力できる余地は大きいと考えます。

そもそも、契約の自由の原則は民法における柱の一つに位置づけられており、民法で18歳、19歳を成年として認める場合、民法上の判断能力を備えているとみなすことが前提となります。そうした観点を踏まえ、WGにおいても慎重な議論を求めます。

以 上

